

現 行	改 正 後
9 A 特定目的会社及び特定目的信託（S P C及びS P T）関係 資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第2条第3項に規定する特定目的会社及び同条第13項に規定する特定目的信託に関する事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。 9 A－1～6（略） 9 A－6 その他 9 A－6－1 所有権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行 租税特別措置法第83条の2第1項の規定に基づく登録免許税軽減のための租税特別措置法施行規則第31条の5第1項に規定する証明書の発行については、次のとおり取り扱うものとする。 なお、租税特別措置法第83条の2第1項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。 (1) 特定目的会社からの証明申請書及び管轄財務局長が発行する証明書は、別紙様式6によるものとする。 (2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり	9 A 特定目的会社及び特定目的信託（S P C及びS P T）関係 資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第2条第3項に規定する特定目的会社及び同条第13項に規定する特定目的信託に関する事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。 9 A－1～6（略） 9 A－6 その他 9 A－6－1 所有権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行 租税特別措置法第83条の2第1項の規定に基づく登録免許税軽減のための租税特別措置法施行規則第31条の5第1項に規定する証明書の発行については、次のとおり取り扱うものとする。 なお、租税特別措置法第83条の2第1項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。 (1) 特定目的会社からの証明申請書及び管轄財務局長が発行する証明書は、別紙様式6によるものとする。 (2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり

現 行	改 正 後
<u>添付書類の提出を求めるものとする。また、申請書に記載された建物の種類欄に倉庫と記載のある場合は、倉庫以外の床面積の割合を確認するため、国土交通大臣の証明書の添付を求めるものとする。</u> <u>(注1) 建物の種類が倉庫のみの場合には、租税特別措置法第83条の2第1項の規定の適用が無いため、証明書の発行は行わないことに留意するものとする。</u> <u>(注2) 開発型の場合には、資産流動化計画の予定される建物の種類に倉庫の記載がある場合には証明書の発行は行わないことに留意するものとする。</u> ①～③ (略) (3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書の添付書類により、次の事項を確認した上で証明書を発行するものとする。 ①～⑥ (略) ⑦ <u>建物の種類欄に倉庫と記載のある場合は、倉庫以外の床面積の割合の記載があること。</u> (新設)	添付書類の提出を求めるものとする。 (削除) ①～③ (略) (3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書の添付書類により、次の事項を確認した上で証明書を発行するものとする。 ①～⑥ (略) (削除) (4) <u>証明申請書に記載された建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)附則第1条本文に規定する日(平成27年4月1日)前である場合は、以下の対応を行うこと。</u> ① <u>申請書に、倉庫以外の床面積の割合の記載があることを確認するものとする。</u> ② <u>倉庫以外の床面積の割合を確認するため、国土交通大臣</u>

金融監督等に当たっての留意事項について ー事務ガイドラインー 第三分冊：金融会社関係

現 行	改 正 後
(以下略)	<u>の証明書の添付を求めるものとする。</u> <u>(注1) 建物の種類が倉庫のみの場合には、租税特別措置法第83条の2第1項の規定の適用が無いため、証明書の発行は行わないことに留意するものとする。</u> <u>(注2) 開発型の場合には、資産流動化計画の予定される建物の種類に倉庫の記載がある場合には証明書の発行は行わないことに留意するものとする。</u> (以下略)

金融監督等にあたっての留意事項について ー事務ガイドラインー 第三分冊：金融会社関係

現 行	改 正 後
別紙様式 6（ひな型） (日本工業規格 A 4)	別紙様式 6（ひな型） (日本工業規格 A 4)
証 明 申 請 書	証 明 申 請 書
平成 年 月 日	平成 年 月 日
財務（支）局長 殿	財務（支）局長 殿
申請者 住 所 商 号（会社名） 取締役（氏名） 印	申請者 住 所 商 号（会社名） 取締役（氏名） 印
申請者が_____と平成 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の2第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の5第1項に規定する証明書の交付を申請します。	申請者が_____と平成 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の2第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の5第1項に規定する証明書の交付を申請します。
添付書類：1. 不動産売買契約書（写）等、申請者による当該登記に係る不動産の所有権の取得日を確認することができるもの	添付書類：1. 不動産売買契約書（写）等、申請者による当該登記に係る不動産の所有権の取得日を確認することができるもの
2. 租税特別措置法第83条の2第1項第2号の要件を満たすことを証する書面	2. 租税特別措置法第83条の2第1項第2号の要件を満たすことを証する書面
3. 不動産の登記事項証明書（写しを添付する場合は、原本を提示すること。）	3. 不動産の登記事項証明書（写しを添付する場合は、原本を提示すること。）
4. 別紙記載の不動産の建物の種類欄に <u>倉庫と記載のある場合は、倉庫以外の床面積の割合を証する</u>	4. 別紙記載の不動産の建物の種類欄に <u>倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得</u>

金融監督等にあたっての留意事項について 一事務ガイドラインー 第三分冊：金融会社関係

現 行	改 正 後
書面（国土交通大臣により証明されたものに限る。）	<u>税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第1条本文に規定する日（平成27年4月1日）前である場合は、倉庫以外の床面積の割合を証する書面（国土交通大臣により証明されたものに限る。）</u>
証 明 書 1. 申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）第83条の2第1項第1号に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。 2. 申請者による_____からの別紙記載の不動産の取得は、法第83条の2第1項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、法第83条の2第1項第1号ハに規定する特定不動産に該当し、以下のとおり同項第2号に掲げる要件を満たしている。 (1) 同号イに該当する場合 100分の (2) 同号ロに該当する場合 100分の （当該不動産取得前 100分の ） 3. 申請者の上記2. に係る特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の2第1項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。	証 明 書 1. 申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）第83条の2第1項第1号に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。 2. 申請者による_____からの別紙記載の不動産の取得は、法第83条の2第1項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、法第83条の2第1項第1号ハに規定する特定不動産に該当し、以下のとおり同項第2号に掲げる要件を満たしている。 (1) 同号イに該当する場合 100分の (2) 同号ロに該当する場合 100分の （当該不動産取得前 100分の ） 3. 申請者の上記2. に係る特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の2第1項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。

金融監督等に当たっての留意事項について ー事務ガイドラインー 第三分冊：金融会社関係

現 行	改 正 後
4. 別紙記載の建物における倉庫以外の部分が占める床面積の割合は、 分の である。（別紙記載の不動産の建物の種類欄に <u>倉庫と記載のある場合に限り記載するものとし、倉庫と記載のない場合にあっては、4を記載しないものとする。</u>） 以上のとおり証明する。 平成 年 月 日 財務（支）局長 ○○ ○○ 印	4. 別紙記載の建物における倉庫以外の部分が占める床面積の割合は、 分の である。（別紙記載の不動産の建物の種類欄に <u>倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第1条本文に規定する日（平成27年4月1日）前である場合に限り記載するものとする。</u>） 以上のとおり証明する。 平成 年 月 日 財務（支）局長 ○○ ○○ 印